

岩手県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 9月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第61号

岩手県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則（平成14年岩手県規則第105号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(捕獲等の禁止の適用除外)</p> <p>第4条 条例第11条第2号の規則で定めるやむを得ない事由は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等を行うことであって次に掲げる行為に伴うものであること（あらかじめ、知事に届け出たものに限る。）</p> <p>。</p> <p>ア～ナ [略]</p> <p>ニ <u>放送法（昭和25年法律第132号）第2条に規定する放送の業務、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和26年法律第135号）第2条に規定する有線ラジオ放送の業務、有線放送電話に関する法律（昭和32年法律第152号）第2条第2項に規定する有線放送電話業務、有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第2条第1項に規定する有線テレビジョン放送の業務又は電気通信事業法第2条第4号に規定する電気通信事業の用に供する施設の管理のために必要な行為</u></p> <p>ヌ～ヒ [略]</p> <p>(公団等)</p> <p>第25条 条例第41条第1項の規則で定める公団等は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>独立行政法人雇用・能力開発機構</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p>	<p>(捕獲等の禁止の適用除外)</p> <p>第4条 条例第11条第2号の規則で定めるやむを得ない事由は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等を行うことであって次に掲げる行為に伴うものであること（あらかじめ、知事に届け出たものに限る。）</p> <p>。</p> <p>ア～ナ [略]</p> <p>ニ <u>放送法（昭和25年法律第132号）第2条第1号に規定する放送の業務又は電気通信事業法第2条第4号に規定する電気通信事業の用に供する施設の管理のために必要な行為</u></p> <p>ヌ～ヒ [略]</p> <p>(公団等)</p> <p>第25条 条例第41条第1項の規則で定める公団等は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>独立行政法人勤労者退職金共済機構</u></p> <p>(5) <u>独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構</u></p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。